

志太広域事務組合工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志太広域事務組合（以下「組合」という。）が発注する一般競争入札及び指名競争入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進と適正な金額での契約の締結等の措置を図るため、工事費内訳書及び業務費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する案件については、1回目の入札に限り、内訳書の提出を求めるものとする。

- (1) 建設工事、建設関連業務委託に係る案件
- (2) 役務の提供に係る案件のうち、制限付き一般競争入札で執行する案件（ただし、入札公告において提出を求めないこととした案件除く。）

(内訳書提出対象である旨の周知)

第3条 入札公告又は入札通知書等により提出対象である旨を周知する。

(内容及び様式)

第4条 内訳書の内容及び様式は、以下のとおりとする。

- (1) 内容は、当該業務に係る設計書（単抜き）の内訳書に記載されている各項目に対応する金額を表示したもの。
- (2) 様式は、入札公告又は入札通知書等において指定する様式とする。

(提出時期及び方法)

第5条 入札書と同時に提出するものとする。

(内訳書及び入札の取扱い)

第6条 内訳書及び入札の取扱いは、以下とおり行う。

- (1) 内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (2) 内訳書は返却しない。
- (3) 内訳書に誤字、脱字等の軽微な不備がある場合は、志太広域事務組合競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）の規定にかかわらず、無効としないことができる。
- (4) 内訳書が別表中のいずれかに該当する場合については、入札心得の規定により、入札の条件に違反して入札した者として、無効として取扱うものとする。
- (5) 内訳書の確認によって次の各号に該当する場合は、談合の疑義があるものとして「焼津市の建設工事等の入札における談合情報対応マニュアル」により対応する。
 - ① 他の業者の内訳書が添付されたもの
 - ② 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
 - ③ その他談合が推測される記載等があるもの

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

入札(内訳書)無効例

別表

	内容	例示
1	住所、商号又は名称に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の住所、商号が入札書の住所、商号と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く ※他社の商号などがある場合は談合の疑義ありとして取扱う
2	案件名に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の案件名が入札書の案件名と著しく異なる場合 ※誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く
3	内訳書の工事(業務)価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合	○内訳書の工事(業務)価格が端数処理の範囲(千円以下の端数切りの範囲)を超えて入札金額と著しく異なる場合
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ○一括値引き等の項目を新たに作り金額調整している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する
5	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
6	内訳書の重要な項目(商号又は名称、案件名、内訳項目及び金額等)の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合
7	内訳書とは無関係な書類である場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
8	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合
9	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合
10	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○内訳書が全く提出されていない場合 ○内訳書の一部分が欠落している場合 ○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合
11	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合